

追 補

本案件については、約款は次のように扱うものとする。

約款中「管理技術者」を「業務責任者」に読み替える。

第6条第1項中「業務の技術上の管理」を「業務の管理」に読み替える。

第9条第2項に掲げる契約条項は適用しない。

第31条第2項に掲げる契約条項は適用除外し、「甲は、前項の規定により契約を解除したことにより乙に損害が生じても、その損害は賠償しないものとする。」という条項を加え適用する。